

資料第1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（国）

平成24年4月1日 現在（内閣府指定）

都県名	市町村名
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

計1都7県157市町村

資料第2 警戒宣言、地震予知情報について（国）

1 地震予知体制

現在、「東海地震」に対して作られている地震の直前予知の体制は、地震の前兆となる異常現象を捕捉するため各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについて、判断するための判定組織から成っている。

観測データの監視体制としては、東海地域を中心に展開されている観測網からの各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメーター回線で送られており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

観測項目は、地震観測、地殻変動観測、地殻岩石歪観測、傾斜観測、伸縮観測、検潮観測及び地下水観測等である。これらの観測は気象庁のほか、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所によって実施されているもので、この監視体制は、これら各機関の協力によって運用されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震学に関する学識経験者である、会長及び委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。なお、判定会の会長及び委員はそれぞれ地震予知連絡会の会長ならびに委員である。

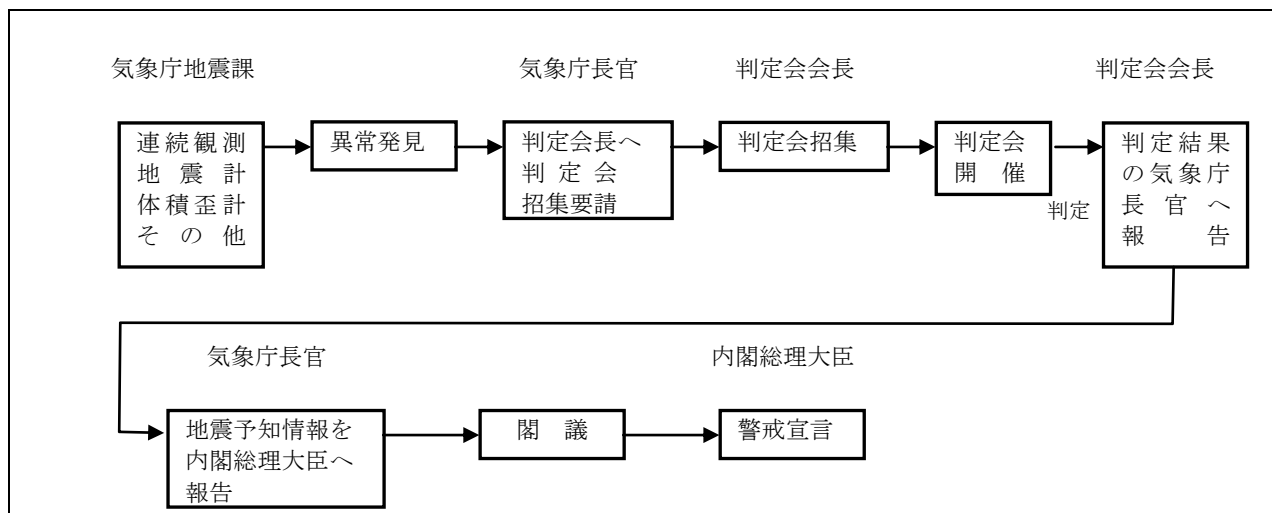
2 警戒宣言

もし観測データに、あらかじめ定められた基準を超える異常（例えば、東海地域で1時間に10回以上の地震が起こり、2時間以上続いた場合等）があった場合には、気象庁長官は判定会の招集を要請し、判定会は異常現象が大規模な地震に結びつくかどうか緊急に判定する。

判定会は、地震に関する専門家である会長及び委員5名で構成されており、観測データの説明を行うため気象庁及び気象庁にデータを提供している防災科学技術研究所、国土地理院、産業技術総合研究所の関係者も出席することになっている。

判定会が、大規模な地震が発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。この間の手順を要約すれば、次のようになる。

異常発見から警戒宣言まで



警戒宣言文の1つの例を参考のため示すが、警戒宣言は、このようになるものと考えられる。

東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は速やかに地震防災応急対策を実施してください。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。詳しい地震予知情報は、気象庁長官に説明させますから、ラジオ、テレビに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

3 地震予知情報

地震予知情報の内容については、警戒宣言が発せられた直後、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われ、その内容は大規模地震関連情報として発表されるが、これに次のような事柄が含まれることになっている。

- (1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
- (2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- (3) 震源域
- (4) 地震の規模
- (5) 地震が発生した場合に予想される強化地域における震度
- (6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
- (7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、「東海地震」の項でも述べたように、1つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準では、これをはっきり予想するのは非常に困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態が逼迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から、2、3日以内という意味である。警戒宣言が発せられると、強化地域内の居住者等は警戒

態勢に入り、各機関等は応急措置を執ることになるが、この期間は、原則として長くても2、3日と理解しておけばよい。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、その都度、そのことに関する情報を内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

(1) 地震の震源域、規模等について新たな判断をした場合。

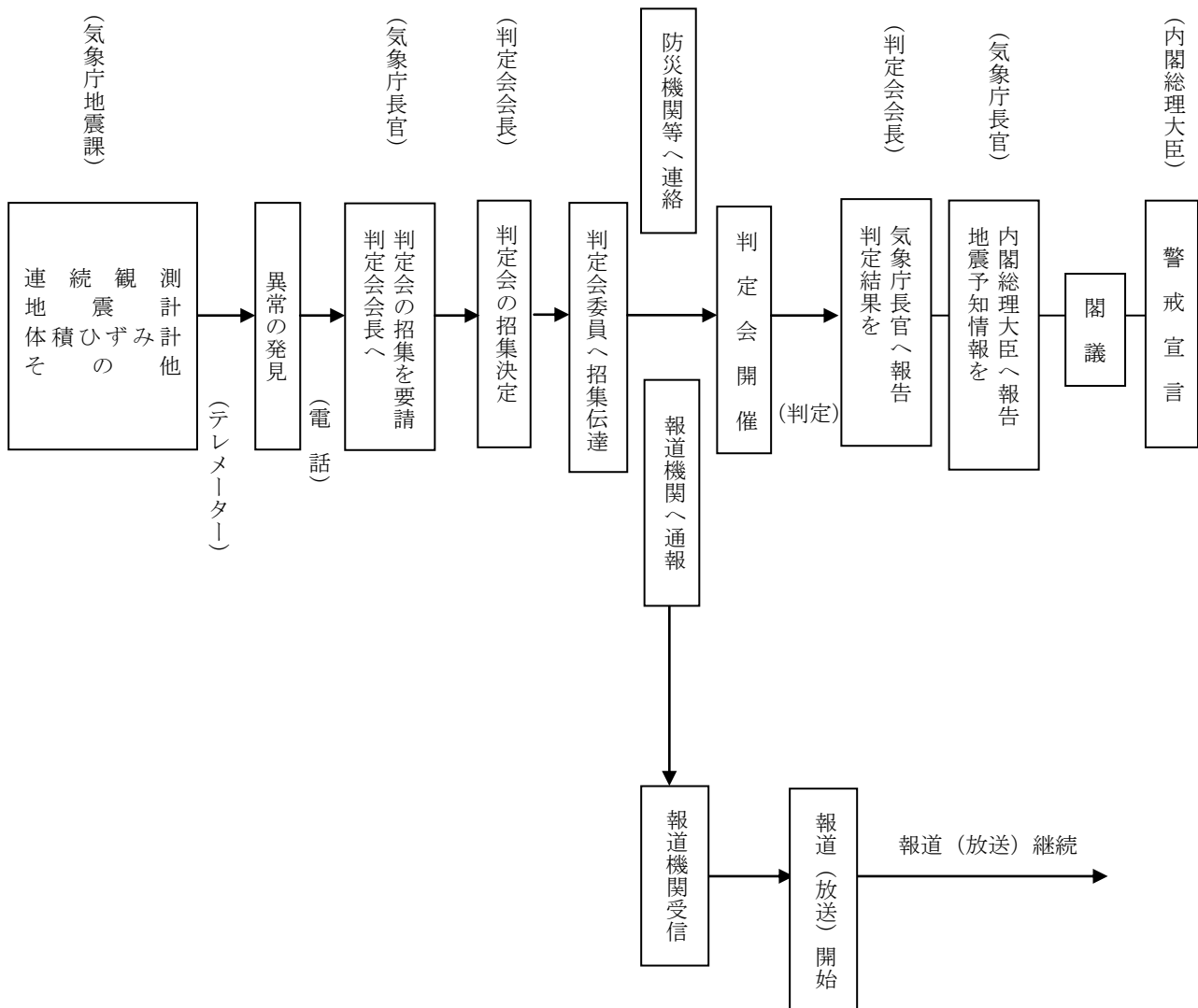
(2) 異常現象が正常にもどるなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合。

である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、

(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられたあとでも、観測データは切れ目なく気象庁に入っており、データの検討は続けられる。

その結果は、随時気象庁から「大規模地震関連情報」として発表され、事態の推移が説明されるので、このような場合は、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

資料第3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス (国)



資料第4 警戒宣言に伴う区長のコメント案文（防災・危機管理課、政策経営部）

区民の皆様、私は千代田区長〇〇〇〇です。

ご承知のとおり、ただいま、内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、千代田区内の震度は5の弱から5の強と予想されます。震度5程度では家屋が倒れることはまずありません。したがって阪神・淡路大震災のような甚大な被害はないものと考えますが、地盤の悪い所では局地的に被害の出る恐れもありますので注意して下さい。

また、窓ガラスの破損や家具の転倒なども考えられますので、ご注意願います。千代田区では、ただちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と被害を最小限にとどめるため、防災関係機関と協力して、あらゆる努力をいたします。

区民の皆様も、テレビ・ラジオや区からの情報に注意しながら、火の始末、家具の転倒防止、窓ガラスの落下防止など、それぞれの持場、持場であわてず落ち着いて行動して下さい。

かさねてお願いします。あわてず落ち着いて行動して下さい。

資料第5 気象庁震度階級関連解説表（国）

平成8年2月

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある程度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であってもエレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない		
1.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯のつり下げ物がわずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5 弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意志では行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域ではガス、水道の供給が停止することがある。]	
耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域ではガス、水道の供給が停止し停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料第6 災害広報文例（防災・危機管理課、政策経営部）

広報時期	判定会開催時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		判定会開催の伝達				
〔同報無線〕 千代田区役所からお知らせします。 気象庁において地震観測データに異常な変化を確認しました。 現在、気象庁では東海地域に大地震が発生するかどうか検討しています。 区民の皆さんは、テレビ・ラジオの情報に十分注意して下さい。 (繰り返し放送) 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		警戒宣言発表の伝達				
〔同報無線〕 サイレン—45秒—15秒（3回） こちらは、千代田区災害対策本部です。 ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。 駿河湾沖を震源域とする大地震が 2、3 日（数時間）以内に発生するおそれがあります。 なお、この地震が発生した場合、千代田区では、震度 5 の弱から 5 の強程度の揺れが予想されます。 区民の皆さん！ テレビ、ラジオのニュースや区役所からのお知らせに十分注意して下さい。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が出されました。 ご町内の皆さん！ テレビ・ラジオの情報に十分注意して下さい。 （繰り返し放送）						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		警戒宣言時の注意事項（その1）				
〔同報無線〕 千代田区災害対策本部から区民の皆さんにお願いします。現在、東海地震の警戒宣言が出されています。 区民の皆さんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行って下さい。 また、デマなどにまどわされないよう、テレビ・ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 現在、警戒宣言が発令されています。 区民の皆さん! （本文、同報無線に同じ）						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		警戒宣言時の注意事項（その2）				
〔同報無線〕 千代田区災害対策本部から各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。 ○ テレビ・ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、デマなどにまどわされないようにしましょう。 ○ 地震が起きた時、各家庭で誰が何をするか、予め、役割分担を決めておきましょう。 ○ 火はできるかぎり使わないようにしましょう。 止むをえず使用する場合は、すぐ消せるようにその場を離れないで下さい。 ○ 水や消火器を用意しましょう。 万一、火が出ても、すぐ消せるよう消火器を点検し、風呂やバケツに水をためておきましょう。（また、プロパンガスのボンベは倒れないよう固定しておいて下さい。） ○ ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。また、棚の上の物や食器類は下におろし、窓ガラスなどには飛び散らないようにガムテープを張りましょう。 ○ 万一の場合に備えて、出入口を確保しておきましょう。 ○ 幼児、寝たきり老人などは安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。 ○ 飲料水、食料品、医薬品など非常持出品を確かめましょう。 ○ 身軽で安全な服装に着替えておきましょう。 ○ 電話や自動車の使用は自粛しましょう。 ○ 買い急ぎ、不要な預（貯）金の引出しをしないようにしましょう。 以上、各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせしました。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 （本文、同報無線に同じ） （注） 項目が多いため、同報無線、広報車とも状況に応じ、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。						